

『橋下政治(ハシズム)とファシズム』

— 「国民」はなぜ支持するのか？ —

池田浩士さん 京都精華大学教授

「ファシズム」は反体制運動の呼び名だった

私はファシズムのもとにおける文化を研究してきました。ファシズムはイタリアが起源です。19世紀末にシチリアで農民反乱が起こり、「農民ファッショ」「シチリア・ファッショ」と自分たちの運動を呼んだのです。ファッショとは束という意味で、ファッショはもともと反体制運動の呼び方でした。第一次大戦後、ムッソリーニが戦闘ファッショの運動をはじめたとき、その呼び方を自分のものにしたのです。ドイツのファシズムは、ナチズムとして自らを国民社会主義と呼んで始められました。

(注 ナチスの正式名称は、国民社会主義ドイツ労働者党)

なぜナチスは「エホバの証人」を真っ先に弾圧したのか

ナチズムは、600万人のユダヤ人、50万人以上のロマの人たち、多くの同性愛者、障がい者、アルコール中毒者などを殺しました。しかし真っ先に弾圧したのは「エホバの証人」信者でした。彼らの戒律のうち、国家儀礼の拒否、つまり国旗への敬意の表明や国歌を歌うことを拒否することを一番の脅威だと感じたからでした。つまり、国家儀礼を拒否する国民の排除が必要だったのです。

当時ドイツには 6034 人の信者がいましたが、そのうち 5911 人が逮捕され、2000 人以上が虐殺されました。これが最初の大量虐殺でした。

地方政治から準備された独裁

ナチスは、チューリンゲン州ではじめて大臣を出しました。そのとき、ヴィルヘルム・フリックが法務大臣兼教育大臣になり、教育改革をすすめるとともに、**黒人文化禁止条例**を作ったのです。ドイツ人の民族性を守るためという理由からです。ジャズ、抽象画、アングラ劇などを禁止しました。ナチスによる独裁はここから準備されていったのです。

1933 年にヒトラー内閣が成立したとき、首相のヒトラーを除いて、ナチスは二つの大臣ポストしかとれませんでした。そのうちの一つが治安・警察・思想統制を管轄する内務大臣で、法令改定を含めて思想統制を行なうことの重要性をナチスは認識していたのです。

ナチスの時代を「良かった」という人々

ドイツでは、あのひどい犯罪が明らかになっていた戦後においても「あの時代は良かった」という感想を抱く人々が多かったという事実があります。そのことを記した公文書は隠されていましたが、情報公開で明らかになりました。

その理由の一つは「失業がなくなり生活が安定した」ということでした。ナチス政権掌握直前の失業率は 44.9%で、それ以外にパート労働が約 30%いました。それを二年後には一桁に、1938 年には 1%未満にしたのです。どのようにして失業者を減らしたかというと、失業者を正採用労働者の（賃金の）1/5 から 1/7 の「チップ」によるボランティア労働に狩りだすことによってでした。しかし、余剰人口がなければ戦争はで

きません。ですから、失業が解消されると労働力が不足し、ユダヤ人の強制労働や東欧から連行してきた人々の強制労働が必要とされたのです。

「良かった」という理由の二つ目は「社会的差別がなくなって平等が実現された」ことでした。当時のドイツは身分社会でしたので、ブルーカラーとホワイトカラーの身分差が大きく、飲み屋でも席は別でした。ナチスは、たとえばメーデーで花トラックを走らせ、その上でブルーカラーとホワイトカラーの双方と一緒にビールを飲ませるなど、平等な社会を演出し、ブルーカラーの支持を得たのです。

他には「ドイツ人であることの誇りが回復された」という理由もありました。第一次大戦の敗戦後、ドイツ人であることが恥ずかしいという雰囲気ヨーロッパで作られていきます。これは戦勝国のフランス、イギリスの責任でしたが、ナチスが不平等条約を次々と破棄し、軍備拡張していくことでドイツ人の愛国心を鼓舞していったのです。

現在と共通する「閉塞感」と「被害者感情」

あの時代の閉塞感と被害者感情は今日と共通しています。ナチスは「ユダヤ人から仕事を取り戻して失業をなくす」と言っていましたが、当時のユダヤ人はドイツの人口0.8%、52万人しかいなかったのです。これは今日の在特会の動きを思い起こさせる事実です。現実是在特会の言うような状況ではないのに、在特会の主張に賛同する人が出てくる、橋下の言うことに喝采を送る現状があります。自分たちの無念な思いを独裁的な政治家によって解消してもらいたいと思う構造は同じなのです。

ナチスはいかにして独裁政権になり得たのか

「教育基本条例」案は、個人の自由は否定していません。ナチスもヴェ

イマル憲法を継承していました。肝心なところは読み替えていましたが、憲法自体は敗戦まで生きていました。クーデターではなく、合法的な選挙で政権をにぎり、しかも最も議席を得たときでも過半数に達しなかったのに、独裁政権となっていたのです。

少数与党で出発したナチスは、内務大臣（のポスト）を押さえて次々と憲法の規定に実質的に反するような法律を作っていました。2年間で16巻もの新しい法律を収めた法律集ができるほど多くの法律を作ったのです。しかしヴァイマル憲法はそのままでした。

いったん政権を掌握すると、ナチスは他の政党を弾圧し、共産党議員が登院できないようにして、予算編成、条約批准、法律制定の権限を首相に与える全権委任法を成立させました。法律は、国会での審議や議決ではなく、政府の提案と国民の合意で成立することになり、たとえば悪名高い人種差別法(ニュルンベルグ法)は1935年のナチス党の党大会で提案され、参加者に承認されたことで成立したのです。

日本でも憲法が骨抜きにされ、法律が憲法を踏みにじっている状況があります。「教育基本条例」案は憲法違反だと思いますが、条例案に反対していくときには、この状況のことも考えていく必要があります。

国民が圧倒的にナチスを支持した

ナチスは国民投票を頻繁に実施しました。その国民投票で、国民は圧倒的にヒトラーを支持しました。たとえば、オーストリア併合のあとの国民投票では、ドイツでもオーストリアでも99%以上の支持を得たのです。しかも投票率は非常に高く、ときには90%を超えることもあったのです。

しかし、「ヒトラーと一握りの狂気集団が国民を弾圧して、ドイツをあのような犯罪に引き込んだ」という嘘の歴史像が戦後作られました。そして国民の責任を免罪することになるのです。

実は「ハシズム」を考えるとときにも、国民、地方住民の責任を考えることが重要です。強い政治家、独裁者を演じたがる政治家になぜ自分たちは歓呼と支持を送るのか。その政治家がだれを仮想敵として、なぜ私たちにそれを憎悪させようとするのか。マスメディアを道具として活用するその政治家の意図を見抜くためには、私たちは「仮想敵」とされる人びとの顔や姿を身近な隣人として思い描く想像力をしっかりと持たなければなりません。

ハシズムと闘うために

ナチスはマスメディアを巧みに利用したことはよく知られています。政権獲得よりずっと以前から、各種マスメディアにナチ党員を意識的に送り込んでいました。しかし、現在、橋下が送り込んだわけではないのに、マスコミの中に橋下を持ち上げ、支える人たちが多くいます。だから、ナチスドイツの現実よりも私たちの現実の方がより悲惨なのではないでしょうか。選挙の結果はともかく、こういうことをまかり通らせてはいけないと思います。

ヒトラーが地方政治から政権をとっていく過程を見ると、それと同じようなことがいま起こりつつあるのを座視することはできません。

「ハシズム」に期待する人びとに何を伝え、その人びとの心をどう動かすことができるのか、私たちの地道な活動がいま問われているのです。

以上の内容は 11 月 2 日に行われた「傲慢・危険・無責任な橋下政治(ハシズム)を許さない！講演学習集会」での池田浩士さんの講演からまとめました。

1930年代のドイツでナチスがいかに国民の支持を得て独裁政権を作り上げていったのか、橋下政治(ハシズム)とファシズムの共通点、当時のドイツと現在の日本に共通する状況とは何かが、わかりやすく指摘されています。

ドイツのファシズムに関連するできごと

● 1932年選挙

7月選挙でナチスの議席230、全投票の37.4%で第一党、社民党133、共産党89、中間諸派合計約140。(中略)11月選挙でナチスの議席196、社民120、共産100、中間諸派計143。

● ヒトラー内閣

1933年1月30日成立。軍部と大資本家に支援され、国民的協力内閣の名で発足し、直ちに議会を解散、3月5日総選挙。政治集会と政治団体、ことに共産党をあらゆる手段で弾圧し、非合法化。選挙に勝って第一党となり議会を閉鎖し、ナチス一党独裁の暴政を強行した。

● 国会議事堂放火事件

1933年2月27日夜、1週間後の総選挙で共産党を弾圧するため、ゲーリングらのナチス首脳が計画実施したとされる。火事と同時に犯人は共産党と発表し、共産党員を検挙、共産党立候補者への投票の無効を宣言した。選挙はナチスが288名で第一党となる。

● 全権委任法

1933年8月24日、ヒトラー個人の独裁とワイマール憲法の無視を求めた法案。共産党当選者81名を加算すると、ナチスの議席は約46%で過半数にならないので、共産党の議席はないものとして、ナチスが51%弱で過半数とし、通過させた。

以上は、山川出版社『世界史用語集』からの引用、抜粋です。